

公立大学法人下関市立大学の審議機関を組織する委員等の報酬等に関する規程

平成19年4月1日

規程第40号

改正 平成22年11月29日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学の審議機関を組織する委員等の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 前条に規定する審議機関を組織する委員等及び報酬は、別表のとおりとする。ただし、法人の職員が別表に掲げる委員等の職を兼ねた場合の報酬は、これを支給しない。

(報酬の支給等)

第3条 月額報酬は、任期が開始する当月分から任期满限、辞職、退職、失職、解職又は死亡の当月分まで全額これを支給する。ただし、任期满限により退任した者が、退任の月において再び就任したときは、その報酬の支給については、引き続き在任したものとみなす。

2 月額報酬は、毎月支給するを例とする。

3 日額報酬は、執務日数に応じて随時にこれを支給する。

(事務引継ぎのための報酬等)

第4条 職を離れた者が、事務引継ぎのため、従前の職務に従事する場合にあっては、日額報酬6,600円を支給する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日規程第26号)

この規程は、平成22年11月29日から施行する。

別表(第2条)

区 分	報酬額	
	単 位	金 額
経営審議会委員	日 額	6,600円
学長選考会議委員	日 額	6,600円
職員倫理審査会委員	日 額	6,600円
退職手当審査会委員	日 額	6,600円
産業医(学校医兼務)	月 額	33,500円
その他の委員等	日額25,000円以内又は月額633,000円 内で理事長が定める額	